

日本の林業にとっての違法伐採問題
消費者とともに森林のことを考える機会に
（「森林組合」誌 2008年6月号20日号）

1 はじめに

政府機関や国の独立行政法人がグリーン購入法に基づいて「合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品を優先的に購入する」という方針を採用することとなってから2年が経過した。この間、社団法人全国木材組合連合会（全木連）では合法性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という）を供給するための体制づくりやその製品の普及のために、林野庁の補助金に応募し違法伐採総合対策推進事業に取り組んできた。その結果、林野庁のガイドラインに基づいて合法木材等の供給をすることができる認定事業体は全都道府県に7000社に及んでいる。また、この取組はGoho-woodの取組として世界に知られるようになってきた。ただし、市場に木材が普通に流通しているかというところではない。多くの事業体がとりあえず認定をとって様子見という状況なのではないだろうか。違法伐採を巡る取組は岐路に立っているといえる。

小論では、今まで違法伐採問題を国際政治の上でリードしてきたG8サミットが日本で開催されるというタイミングでもあり、違法伐採問題の背景と取組の状況を報告しながら、日本の林業にとって違法伐採問題に取り組む意義を共に考えてみたい。

2 違法伐採問題とその背景

（1）違法伐採問題とは

違法伐採はillegal loggingという英語を翻訳したことばであるが、loggingには伐採の他に搬出あるいは玉切り、場合によっては工場までの搬出という意味を含むことがあり、英国王立研究所の定義では、illegal loggingは「国の法律に違反して木材あるいは木材製品が収穫、加工、輸送されること」となっており、日本語の「違法伐採」より幅広い概念をふくむのはそのためと考えられる。若干の注意がいる。

1990年代半ばからこの問題が指摘されているが、OECDが2007年に公表した報告書では、違法伐採は途上国や旧東欧圏などを中心に広がっており、世界の産業用丸太の5～10%が違法伐採であり、また、途上国の公有地における違法伐採に起因する資産損失は100億ドル、同税収の損失は50億ドルと見込まれるとしている(OECD2007)。違法伐採は、当該国の税収や住民の生活に悪影響をあたえるのみならず、後述するように、廉価で輸出される違法木材がある国に流入することによって、その国の林業にも悪影響を与えるというグローバルな広がりを持った問題である。

(2) 森林条約の失敗と違法伐採問題

1980年代から熱帯林の減少地球環境問題に浮上してきたが、熱帯林は人的・資金的な力が弱い途上国にあるので、その対策のための強力な資金メカニズムを含む国際条約のようなものができなければこの問題を解決することができないことは明白である。にもかかわらず、1992年の地球サミットでも法的拘束力をもった森林条約はできず熱帯林の破壊は進行するばかりである。違法伐採問題が浮上したのは1990年代半ばであり、森林条約という仕組みをつくるのが難しいと皆が思いはじめた時期である。少なくとも各国が定めた法律に基づき森林が管理され、違反した木材が国際マーケットに流入することがないように、国際連携の枠組みをつくろうというのが、国際的な違法伐採対策の背景である。

3 違法伐採問題への挑戦と日本の取組

(1) 違法伐採問題への取組の枠組みと各国の取組

違法伐採は当該地域の貧困や弱体な行政組織など深刻な背景を持っていて、解決するには一筋縄ではいかない。違法伐採問題に対する国際的な取組は、生産国において違法行為が罰せられる可能性を高めるとともに、持続可能な森林経営を利するような措置（供給サイドの措置）と、合法的に調達された木材と違法に調達された木材を区別し、消費国の市場に違法木材を入り込ませないことによって、違法伐採を割が合わないものにする措置（需要サイドの措置）の2種類に分類される様々な方法の組み合わせが不可欠である（OECD2007）。欧州では2003年、「森林法の施行・ガバナンス・貿易に関するEU行動計画」(EU-FLEGT 行動計画)が公表され、この2つを組み合わせた取組が行われている。米国では最近の議会で、合法性が証明出来ない木材の輸入を禁止するレーシー法2007年改正法案が審議されている。

(2) 日本の取組

日本政府は、2003年インドネシア大統領来日時に2国間の協定を結び輸出国における木材追跡技術の開発、衛星データを用いた森林の把握技術の開発、などの支援等を行ってきたが、2006（平成18）年度から需要サイドの取組として、グリーン購入法により、政府調達物資については合法性・持続可能性を証明した木材木製品を優先調達することとした。グリーン購入法では毎年優先調達する物品リストをグリーン購入基本計画の中に記載しているが、2006年度から紙類、文具類、オフィス家具等、インテリア類、公共工事資材などについて「原料となる木材はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なもの」という項目が付け加えられた。林野庁はこれに対して「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を作成し、一定の資格を持った業者による信頼性のある証明書の連鎖によって、消費者に山元の合法性・持続可能性を証明する方法を提示した。「一定の資格」には、森林認証制度など既存の制度を利用する方

法もあるが、特徴的なのは、県木連などの業界団体が、「合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員についてその取組が適切である旨の認定等」を行う仕組みなどを、「自主的な行動規範」の形で公表し、これに基づいて認定された企業を合法木材供給認定企業と認めるという方法を提案したことである。現在、130 団体を越す業界団体が自主的行動規範に基づく認定を行っており、全体で約 7 千社が認定を取得している。

4 日本の林業にとっての違法伐採問題の取組の意義

以上述べてきたように、もともと海外の問題である違法伐採の対策に、日本の業界組織が大規模に関与するという形になっている。なぜ、「日本の業界がそこまでやらなければならないか」という素朴な疑問があることは確かである。それについて 3 点にわたって整理してみたい。

(1) 国際商品としての林産物の廉価販売の悪影響の排除

すでにふれたが、第一の点は、違法木材を放置することが、木材価格を押し下げ、日本の様な輸入国の山づくりにも悪影響をあたえることになる。違法木製品が世界市場に流入することで生じる全体的な影響についての調査からは、林産物の種類によって異なるが、7% から 16% の国際価格の押し下げ効果が見られるという結果が示されている(OECD 2007)。日本が他の消費国と共に違法伐採問題に取り組むことは、木材の再生産可能な価格を実現することになる。

(2) 消費者のグリーン購入の促進

次に、消費者や企業の購入部門が環境に負荷をかけない商品を選別し始めていることである。それは、グリーン購入法だけでなく、建築物の環境負荷を客観的に評価する「建築物環境性能総合評価システム」CASBEE などの普及によってバックアップされている。2007 年に公表された「CASBEE すまい(戸建)(2007 年版)」では、「省資源、廃棄物抑制に役立つ材料の使用」という評価項目の中で、木質系住宅の構造躯体の過半に合法木材を使っている場合は 1 点加点する、という評価基準を採用している。木材は再生可能な資材であり、製造過程で二酸化炭素の排出量がきわめて少ないエコマテリアルである、として、環境指向の消費者に訴えてきたところであるが、違法伐採材はその動きの中での「とげ」のようなものである。簡易な形で合法性を証明することは、「とげ」を取り除き消費者との信頼関係を深めていくときに不可欠な要件である。

(3) 森林政策のもつ宿命の返上

違法伐採問題は地球サミットの森林原則声明を受けて各国が森林法制を改定し、その執行

過程で生まれたといえる。立法過程では首都で議論され国際的な議論を踏まえた格調高い法律が生まれるが、森林法の執行過程は首都から離れた遠隔地が現場であり、執行するのに十分な体制・予算をとれない、実施評価が不十分となりがちで、またその状態が放置されるという森林政策にとっての宿命的な構造が背景にある。違法伐採問題はこの構造的な問題に今まで関心を示さなかった都市住民が異議を唱えはじめた、という見方もできる。程度や形態の差こそあれ、どこの国にもある普通の問題である。日常生活に欠かせない木材の生産過程に消費者が関心をもつことは、殆どすべての人に関心が広がることであり、基本的に解決に近づくことでもある。我が国の場合も、国産材時代を迎えて、放置森林などの問題が重要な局面にある中で、国内の森林計画や管理の情報が利用時点で市民に伝わることは、日本の森林や国産材の持続可能性という問題を市民と共に考えるチャンスといえるのではないかと。

5 今後の課題と展望

日本のガイドラインが示したのは、先進国・途上国差別なく、国産材も含めて内外無差別に、あらゆる木製品に合法性の証明を要求する、そして、そのための安価・効率的なシステムとしての業界団体認定方式を導入するというものであり、日本のオリジナルな Goho-wood の世界に向けた提案である。そして、短期間に供給側の体制を作り出すことができたといえる。今後は、合法性が証明された木材・木製品を政府・地方自治体のみならず企業の調達部門、一般消費者に認知してもらい需要を広げていくこと、また、業界団体認定の信頼性を確保しながら、実際の合法木材の供給の流れを太くしていくことが課題である。

また、「合法性は持続可能性の第一歩」といわれるが、林業関係者が市民に対して、合法性だけでなく、国産材の持続可能性を主張することがきわめて重要なことである。森林法に基づく諸手続が粛々と行われていることを示す合法性の証明が、「国産材の場合、持続可能性を証明することなのだ」という主張を明確に市民に訴えていくことが重要な課題である。合法木材の取組によって、市民と共に森林法の規定内容と執行状況をチェックし、レベルをあげていくことができれば、この制度が生まれた役割の一部は果たせたといえるのではないだろうか。

参考文献

OECD「違法伐採と木材貿易に関する経済学」(2007)

(合法木材ナビ上に翻訳を掲載 <http://www.goho-wood.jp/ihou/oced.html>)

全木連「合法木材ナビ」<http://www.goho-wood.jp/index.html>

藤原敬「持続可能な森林経営のための勉強部屋」

http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/